

〔度量衡考〕度明營造尺

按明三種尺。○中略太祖建國初、造鈔量田之際、親審其度、時值草昧、萬事苟且、吏之所稟、尺有不齊。太祖一時、隨稟隨定、不復用意、其尺各官守之、後世遂謂有三種尺矣。其實明尺、惟營造曲尺一已、如吾邦西京、大津、大坂、高櫻等處升法各別、皆當時隨下所稟爲定、使更不爲姦僞、各處乃由一經上定、遂奉爲制升、亦猶如此。

〔勘者御伽雙紙中〕たゞへば八升ますを、深さ五寸四分にして、面何程と問、

答云、九寸八分。

法曰、升法六十四寸八二七を置て、八升をかけて、深さ五寸四分にて割ば九十六寸○四となるを、曲尺平方にして答へを得る也。

〔日本靈異記下〕強非理以徵債取多倍而現得惡死報緣第廿六

田中真人廣忠女者、讚岐國美貴郡大領外從六位上小屋縣主宮手之妻也、產生八子、富貴多寶、有馬牛奴婢稻錢田畠等、天年無道心、慳貪無給與、酒加水多沽取多直、貸日與小升、償日受大升。○中略斗升斤、兩種用之、與他時用七目、乞徵時用十二目而收、

〔太平將士美談抄所引〕成瀬隼人正、領分の町人、米屋八郎兵衛といふもの親より富めり、隼人正領分になりたる後、政事正しく、人歸服しければ、自分親より二つ升をつかひ候て、此の如く富有になり候、此の如く御政事正しくなり候ては、大に耻恐て候、一日も早く白狀に及び、御裁判を請たき由訴へけり、隼人正大に感歎せられ、親よりの無道を申し出、非を改め候に免じ、罪は申つけざる間、當年より七年の間、又穀類に二升をつかひ、自出す處は多く、人より取る處は少くいたし、他領迄かくれなく、此の店にて穀類を賣買ふもの多く、吳服諸品も調ければ、却りて前々よりも